

2018年 11月 27日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 001-0045

住所 札幌市北区麻生町5丁目2-35  
コーポラスひかり106号

電話番号 011-214-9900

特定非営利活動法人  
評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ  
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 北海道 第17-002号

代表者氏名 代表 小山 孝



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	スクルドエンジェル保育園 新琴似園			
設置者名称	株式会社 スクルドアンドカンパニー			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2018年 6月 1日	~	2018年 11月 27日	
利用者調査実施時期	2018年 6月 18日	~	2018年 7月 25日	
訪問調査日	2018年 8月 31日			
評価合議日	2018年 10月 28日			
評価結果報告日	2018年 11月 27日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：株式会社 スクルドアンドカンパニー

代表者氏名：代表取締役社長 若林 雅樹

所在地：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-6-3 新宿国際ビルディング新館 9F Tel 03-6273-2760

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、質の高い幼児教育プログラムの導入

モンテッソーリの考え方を保育に取り入れ、子どもが自ら楽しんで取り組むことができる教育プログラム（幼児体育、リトミック、外国人講師による幼児英会話など）を導入し、子どもの発達段階に合わせた多彩で質の高い保育を展開している。

2、双方向性を意識した保護者満足度の把握

子どもの保育内容の満足度把握は、日々の保育の中で対応に努めている。保護者が子どもの保育をどのように受け止めているかなど満足度等を把握するために、定期的な保護者面談や法人本部の無記名アンケートのみならず園独自の保護者アンケート調査を行い、それらの結果から保育内容の改善に向けて検討し、保護者の求める運動会、発表会、親子遠足等の行事企画等に反映する双方向性の視点を大事にしている。

3、食育への取り組み

プランターにミニトマト、ピーマン、じゃがいも、きゅうり、すいかなど子どもと一緒に栽培して野菜の生長を見守り、収穫したり給食に取り入れたりしている。「野菜の日」には、野菜に関する職員劇をして子どもが食べ物に関心が持てるよう保育の中に積極的に取り入れている。栄養士を中心に、かぼちゃ団子、お好み焼き、おにぎりなどのクッキングづくりをしたり、「給食お弁当の日」を設けて公園などで食べたりして、子どもが食事を楽しむことができるよう工夫している。保護者には園で収穫したピーマンなどのレシピを園だよりに掲載したり、絵地図で「今日の道産食材」を表示したり、家庭での食育の関心を高めるよう努めている。漁業組合の協力を得て魚教室を開いて、子どもに鮭の話をしたり、鮭をさばいて見せたり、雑炊にして食べたりしている。このような体験を通して生命を大切にす気持ちや感謝の気持ちなど育まれるよう取り組んでいる。

#### 4、苦情解決対応への意識

保護者からの苦情対応として、玄関に仕組みの掲示や意見箱の設置を行い、園だよりを活用して苦情を受けるお知らせや苦情対応件数等を明示している。また、ホームページ上の「お問い合わせ」メールによる保護者からの不満対応にも苦情解決窓口の施設長が真摯に対応している。苦情の有無に関わらず月ごとにコメントを記録して適切に保存し、落ち着いた保育の実施に向けた対応に取り組んでいる。

#### ◇改善を求められる点

##### 1、中・長期計画の策定

理念や基本方針の実現に向けた組織体制、設備の整備、人材育成等について、組織として方向性を示して、目標を達成するため具体的な中・長期計画を策定し、中・長期計画の内容を反映した単年度の計画の策定が望まれる。

##### 2、冬季災害時の低体温等に関する安全確保へ

「保育園運営マニュアル」を基に、色々なケースを想定して月々の避難訓練が行われているが、大規模な災害が発生した場合には、園への救助活動が即座に実施できない可能性もある。園の立地する地域の気候性から冬季災害時の子どもの安全確保のための取り組みが望まれる。特に零下気温時に低体温になりやすい乳幼児への対応には、やむを得ず園に宿泊することも検討に入れて、停電の場合を想定し暖房・保温備品等を備蓄し、保護者が安心して引き渡しに望めるような取り組みが期待される。

##### 3、子どもが主体的に活動できる環境整備

午前中は外遊びを中心に活動を行い、公園や散歩では虫や花の観察など自然に触れられるようにしたり固定遊具で遊んだり体を動かして遊べるよう工夫している。少人数の保育所のため乳児、幼児に分かれて異年齢保育を行っている。自分より年下の子どもへの思いやりの気持ちを感じたり、年上の子どもに対して憧れをもったりなど、異年齢の子どもたちとのかかわりを通して育ち合うことができるよう努めている。年間指導計画、月指導計画、個別計画、週案等で各年齢の発達を踏まえて子どもの遊びや活動が展開できるよう心がけている。今後、子どもの興味や関心がより広がるように自分で選べるような遊びの工夫、コーナーの設定など環境づくりが期待される。

#### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

- ・冬期災害時の準備ですが、9月に大きな地震災害を経験し、その後対応した記録をとって、今後の対応として冬期に困ることが多数考えられた。これを機にストーブやカイロ、毛布や非常食の補助等、出来る範囲の用意を一通り終えている。
- ・子どもの興味や関心が広がるような遊びの環境、コーナーの設定等は、職員が園生活の基盤を身に付けてきた頃に実現していきたいと考えていました。開園3年目ですが、園長も含め2年目の職員ばかりなので、少しずつ基盤は出来てきた状況です。今後、職員間で話し合い、遊びの充実を図りたいと思います。

#### ⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 30 年 7 月 20 日

経営主体 (法人名)	株式会社 スクルドアンドカンパニー		
事業所名 (施設名)	スクルドエンジェル保育園 新琴似園	事業種別	保育所
所在地	〒001-0912 札幌市北区新琴似12条12丁目5-2		
電 話	011-839-1887		
F A X	011-839-1887		
E-mail	shinkotoni@skuld-angel.com		
U R L	<a href="http://shinkotoni.skuld-angel.com/">http://shinkotoni.skuld-angel.com/</a>		
施設長氏名	内藤 靖代		
調査対応ご担当者	内藤 靖代 (所属、職名 新琴似園施設長)		
利用定員	30 名	開設年	平成 28 年 4 月 1 日
<p>(保育理念)</p> <p>◇心身共に「豊かな人間性」の基礎を培う。</p> <p>◇一人ひとりの子どもの個性を大切に、気持ちを温かく受容し、養護と教育が一体となった保育士等の最善の援助により、心身の調和を保障する。</p> <p>◇家庭や地域との連携を大切にしたい子育て支援をする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える。 ◇子ども、家庭、職員が共に育ち合う保育園を目指す。</p> <p>◇家庭的な雰囲気の中で、保育者に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ。</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <p><b>スクルドエンジェル保育園の幼児教育プログラム</b></p> <p>「幼児教育」とは、幼児期（0歳～6歳まで）の子どもを対象に行う教育のことです。この時期、子どもは言葉を理解しはじめ、親や周囲の人々の真似をしたり、五感のすべてを使って、自分を取りまく世界への興味を広げていきます。この非常に大切な時期に、お子さまの情操を十分に養い、国際的な感覚を乳幼児の時期から自然に身につける環境を提供するために「モンテッソーリ教育」を基本に「リトミック」「外国人講師による幼児英会話」、体操教室等、多彩で質の高い幼児教育プログラムを導入しています。</p>			
第三者評価の受審回数（前回の受審時期）		0 回	（平成 年度）
開所時間 (通所施設のみ)	7：00～20：00		

**【当該事業に併設して行っている事業】**

- ・ 延長保育事業
- ・ 乳児保育事業

【利用者の状況に関する事項】（平成30年6月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	3名	5名	6名	5名	5名
5歳児	6歳児	合 計			
4名	名	28名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
0名	0名	0名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: \_\_\_\_\_)

【職員の状況に関する事項】 (平成30年6月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	6名	1名	名	名	名
非常勤	6名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	4名	名	名
非常勤	名	名	5名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	5名 ( 5名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	平成 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	160.89 m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	89.6 m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行って外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成 28 年
(5) 改築年	平成 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積	m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年



**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 30 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

**【実習生の受け入れ】**

・平成 30 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 1 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・運営委員会を開催して、保護者代表、法人本部、施設長、職員代表で要望事項等について話し合っている。
  - ・クラス懇談会で、園に対して意見をお聞きしたり、その年度の変わるところ、新たに加わる内容などを伝えている。
  - ・個人懇談で、保護者の方に個々に意見を聞いている。
  - ・送迎時全保護者に声をかけ、お子様の様子を口頭で伝え、要望、意見を聞いている。
  - ・園だよりに園に対しての意見や苦情を園長が受けることを明示して、保護者から出た意見は園だよりで、お答えし、公表している。
  - ・玄関に意見箱を設置し、意見がある方は気軽に利用出来るようにしている。
  - ・保護者に向けて、法人本部の利用者アンケート調査を年に1度実地している。

**【その他特記事項】**

## 評価細目の第三者評価結果（保育所）

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人の経営理念・目標を踏まえ、「心身共に豊かな人間性の基礎を培う。」などを保育理念とし、理念に基づいた基本方針「一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力を愛情を持って支える。」などを職員の行動規範となる「保育園運営マニュアル」に明示し、重要事項説明書に記載して、保護者等には入園説明会で説明し、職員には職員会議などで周知している。園内への掲示やホームページなどにも掲載して、広く周知することが望まれる。

#### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	法人の総合保育事業本部（以下法人本部という。）が保育園の経営を管轄しており、社会福祉事業全体の動向については、法人本部で把握し、施設長は行政からの情報、関係機関・団体からの情報、見学者の情報を収集している。法人本部は経営状況などを保育所に提供し、施設長は、地域情報を分析して法人本部へ提案することが望まれる。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	施設長は、保育内容、施設・設備、人材育成などの課題を取り纏め改善に向けて法人本部へ要請している。施設・設備、人材育成など各課題について、今後策定が求められる中・長期計画及び単年度の事業計画に盛り込むことが求められる。

#### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	保育、人材育成、財務、設備の整備などについての現状と課題・改善に向けた各年の取組などを盛り込み、数値目標や具体的成果を設定した中・長期計画の策定が求められる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	単年度の事業計画には保育内容、保育設備の整備、防災計画・安全対策、食事提供、年間行事計画、資金計画等を盛り込んでいる。今後策定が求められる中・長期計画と連動し、数値目標や具体的成果を盛り込んだ単年度事業計画の策定が望まれる。
si			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	事業計画は各事業終了時及び年度末に職員会議で評価・反省、見直しを行い、施設長の意見・要望を基に法人本部が策定している。事業計画の策定に当たっては、職員が参画し意見を反映する事が望まれる。また、事業計画書は全職員に配布し共有できる取組が求められる。
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	重要事項説明書に事業計画の内容（保育内容、安全対策、食事提供、年間行事予定等）を明記して入園説明会で周知している。又、毎月発行する「園だより」には翌月の行事予定や行事内容について詳しく説明している。事業計画書を園内へ掲示するなど広く周知することが求められる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	職員は3ヶ月毎に自己評価を行い、施設長と面接して改善・提案の機会を設けている。又、法人本部が年1回自己評価を実施し、施設長は評価結果を分析して法人本部に報告している。開設3年目を契機に第三者評価を受審。評価結果の課題を分析・記録して共有化する体制を整えた。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	年度末に評価結果を分析して課題を文書化し、職員と法人本部で共有して改善に取り組んでいる。今回の第三者評価で明らかになった課題を、今後の改善につなげることが期待される。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	施設長の役割と責任は、職員の行動規範となる「保育園運営マニュアル」及び園運営規程に明示して、職務分担表、重要事項説明書などで自らの役割と責任を職員に周知し、会議や園だよりで表明している。施設長不在時における権限委任についての決定が求められる。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長は外部研修や行政、関係団体の会議などに参加して、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、人権侵害、個人情報保護、危機管理などをテーマとし、内部研修や職員会議の中で周知している。施設長はオレンジリボン地域協力員研修会へ参加して虐待の防止について研修し職員に説明している。保育所運営に必要な法令集の整備、職員のコンプライアンス（法令遵守）研修を充実することが望まれる。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	「職員研修の充実」を園の目標にして、職員を外部研修や内部研修に積極的に参加させ、保育の質の向上に向け知識・技能の習得を図っている。また、施設長は、職員面談等でそれぞれの課題を把握し、評価・分析を行って改善のための取り組み、指導に当たっている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営の改善は、法人本部が一括して所管しており、人員配置、施設改善の提案、働きやすい環境整備などについては、施設長が職員の意見、要望などを聞いて法人本部に報告している。園では運動会で使用するマットを、スチール板を利用して職員で手作りしている。更なる取組が期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人の就業規則及び必要な人材や人員体制に関する計画に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理を行っている。友達紹介システム、ホームページに採用情報、募集情報を掲載して必要な人材が確保されている。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	職員の行動規範となる「保育園運営マニュアル」に職員の心得など「期待する職員像」を明記し、法人本部で総合的な人事管理を行っている。就業規則に人事基準及び表彰事由が定められ、保育技術等に関する自己評価に合わせて施設長が評価し、個人面接を行って職員の意向・意見などを把握して法人本部に報告している。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a 職員の有給休暇等の就業状況は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。施設長は、職員とのコミュニケーションを第一に考え、働きやすい職場環境、相談し易い体制に努めている。母性健康管理のための休暇、子の看護休暇、介護休暇など総合的な福利厚生を実施している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 職員の行動規範となる「保育園運営マニュアル」に職員の心得を明記し、職員は毎年個人目標を立て、自己評価、反省を記入し、施設長が直接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 就業規則に教育訓練（研修・自己啓発）を明記し、若い職員が多いことから「職員研修の充実」を園の目標にして、新任研修、園内研修、外部研修、モンテッソーリ教育研修を実施している。受講者は研修レポートを作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて研修計画を立て、団体などが行う外部研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修レポートを作成して回覧し、次の研修計画に反映させている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 施設長が窓口となり、主任を指導担当者に指定して保育士養成施設から受け入れを行っている。園だよりなどで保護者等への事前説明を行い、実習生に対するオリエンテーションを行って、養成施設との連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。今後は、指導者に対する研修の実地が望まれる。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b 法人のホームページに、企業理念・目標や保育事業へのとりくみ、研修体制などについて掲載し、財務等に関する情報は官報で公開している。個々の保育所についても、ホームページに教育プログラム、保育の様子などを公開している。また、園に対しての意見や苦情内容、改善内容については毎月、園だよりで保護者等へ報告している。理念、基本方針についてホームページに掲載するなどして地域の保護者や子ども等へ周知し、園の事業計画、予算・決算、事業報告を園内へ掲示するなど情報公開することが望まれる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b 法人の保育園経理規程に基づき施設長を出納職員に任命している。園では小口現金（20万円まで）の取り扱いのみとなっている。毎月、法人本部の会計責任者に勘定報告すると共に会計事務所及び法人本部の指導・助言を得ている。今後、保育所における事務処理手続きの明文化が望まれる。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b 保育理念に「家庭や地域との連携を大切にしたい子育て支援をする。」を明示して、地域交通機関を利用した遠足、地域の施設を利用した発表会などで地域との交流に取り組んでいる。又、老人福祉施設訪問、町内会行事への参加など地域との交流を広げるための働きかけを行っている。今後期待される。

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティアは受け入れていない。ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを作成して受け入れ態勢を整え、小学校の職場見学など体験教室の学習等への協力が求められる。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市保健センター、病院、小学校、消防署などの社会資源や関係機関、団体の連絡方法を明示して、職員に周知している。小学校、医療機関、保健センター、札幌市私立保育園連盟など地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。児童相談所、公共職業安定所、ボランティア団体についても機能や連絡方法について明示して職員に周知することが求められる。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	見学者に対して子育て相談を行ったり、園のホームページに、子育てに関する心配・悩みなどのQ&Aを掲載して子育て相談を行っている。今後は、災害時の役割等について地域関係者と検討していく事が望まれる。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	見学者の子育て相談、運営委員会の開催、地域団体等との会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、延長保育事業、乳児保育事業を実施している。又、オレンジリボン協力員に登録して児童虐待防止に貢献している。現在、一時保育は受け入れていない。今後に期待される。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	「保育園運営マニュアル」に、子どもを尊重する保育の基本姿勢として、保育理念、保育指針、職員の心得、全国保育士倫理綱領等を明記している。「重要事項説明書」を通じて子どもを尊重した基本姿勢を保護者に示している。基本姿勢を明示したマニュアルの活用を内部研修等により職員へ周知徹底し、より共通理解を深める取り組みが望まれる。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	「保育園運営マニュアル」に、児童虐待の防止、プライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育の提供について明記している。又、重要事項説明書に虐待の防止を明記して周知している。プライバシーを「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」と意識して、保護者のプライバシーも含めて、個人情報保護マニュアルと差別化を行い、子どものプライバシー保護と子どもの虐待防止等の権利擁護の規程・マニュアル等の再検討及び研修に取組むことが望まれる。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	ホームページを利用して利用希望者等へ情報を発信し、見学者には「入園のご案内」を提示しながら施設長が丁寧に説明している。電子媒体や紙媒体と情報発信媒体として複数の紹介手法を取り入れているが特にホームページや規程等の内容と「入園のご案内」「重要事項説明書」の内容に異なりがないように、定期的な情報提供のあり方や見直し等に取り組むことが望まれる。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b	入園時に施設長と担当保育士が対応し、「重要事項説明書」等の様式のもとに説明を行い保護者と書面で同意を取り交わしている。ブログを利用して保育内容や紹介記事を保護者等へ発信し、進級時の説明にも活用している。保護者への開始・変更の説明は、施設長の豊富な経験知をもとに丁寧に行われているがルール化されていない。園の定めた様式の使用、手順・内容・留意事項・同意等の説明対応・記録のルール化を図り、組織的な運用に取組むことが望まれる。

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	施設長の豊富な経験知をもとに、子どもやその保護者に対し、その後の保育の継続性に配慮して相談方法や窓口を口頭で知らせている。保育の継続性への配慮した対応が経験知的に行われているので、形式知として引継ぎや申し送り等の方法手順、手渡す文書内容、他の施設・事業所への情報提供が必要な場合の保護者等の同意を得ることを定めて対応することが望まれる。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	日々の保育の中で子どもの満足度を把握するように努めて、保護者面談を定期的に年2回開催して満足度を把握している。保護者の参加する運営委員会を定期的に開催し、親子行事の要望が議題となり、保護者アンケートを得て親子遠足の開催へとつなげている。法人本部の1年に1度の無記名のアンケートも活用して、保護者の意見を集約・検討し利用者満足の上向上の取組が行われている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	「苦情解決規程」を定めて、施設長を受付担当者として、法人本部に解決責任者を設置する体制を整備している。第三者委員2名構成の1名は空席であるが、現在、法人本部で委嘱手続きが進行中である。玄関に意見箱を設置し、ホームページで、保護者等から苦情を受け付け、保護者不満へ丁寧に対応を行い、月々の苦情処理に記録している。苦情処理記録は、内容・対応・備考(コメント)により記録され適切に保管されている。園だよりに苦情窓口の周知や苦情件数が報告されている。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	日常的な送り迎えの保護者への言葉かけ時には、意見も自然に言える雰囲気や心がけて、一人ひとり子どもの様子を伝えている。玄関に意見箱を設置し、園だよりで施設長が意見等を受けることを周知している。苦情に限定するものでなく保護者が相談や意見を述べたい時には、複数の相談方法や、施設長を含めて複数の相談相手がいる仕組みの説明文書を作成して保護者等へ配布・園内掲示等の取組が望まれる。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	相談や意見があれば、すぐに職員間で共有して解決の方法を確認する迅速な対応を行い、法人本部と情報共有している。第三者委員まで関わらない相談や意見を受けた時の対応が、施設長の豊かな経験知をもとに行われているので、苦情のみならず保護者からの意見や提案・課題への対応マニュアルを整備し、組織的な取組を明確にすることが期待される。又、マニュアルの定期的な見直しを望まれる。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	「保育園運営マニュアル」に安全管理と危機管理について明示し、マニュアル作成やヒヤリハットをテーマにした研修が企画されている。保育所の組織対応としてリスクマネジメント体制の課題意識があり、その対応が現在進行中ゆえ、リスクマネージャーの選任配置や会議、各種マニュアルの職員周知の在り方等について再検討されることが期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	施設長を責任者として感染症対策の体制があり、感染症予防及び対応等のマニュアルが整備されている。保護者に対して、園だよりやホームページでも感染症についての情報提供が行われている。コンパクトな施設空間のコミュニケーションの良さを活かして感染症の発生時点で職員に対応の再確認が行われているが、対応マニュアルの周知や内供研修、マニュアルの定期的な見直しを行うことが望まれる。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	月々の避難訓練の中で、多様なケースを想定した安全確保の訓練が行われている。「保育園運営マニュアル」に防災教育・災害発生時の対処方法・不審者対策等が明記されている。園の地域性を考量して体力の乏しい低体温になりやすい乳幼児への冬季の災害対応体制整備の取組が望まれる。停電の場合を想定し、保温・暖房等の備品の備蓄について検討を行うことや、災害発生時の対応に職員の参集基準などを示した行動基準等を策定することが期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	「保育園運営マニュアル」がパーソナルコンピューターに電子媒体として保存され、職員が閲覧できる状態にある。保育実施内容は、少人数の保育園のコミュニケーションの良さから確認しやすい体制にある。園として標準的な実施方法の元となる「保育園運営マニュアル」の周知・理解の広がりにより課題意識を持っているので、マニュアルを基本とした保育の実践がより機能する文書化と周知のあり方の検討とともに、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢や保育の手順も含めたマニュアルの熟成と周知方法等の再検討が望まれる。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	3ヶ月ごとの職員の自己評価を通して、標準的な実施方法についての保育の見直しを施設長と行い組織全体に反映する仕組みがある。「保育園運営マニュアル」について、園の施設環境に応じた業務手順など保育全般にわたって、組織的にPDCA視点による見直しを行い、職員や保護者等からの意見や提案が反映される仕組みとして再確立することが期待される。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	指導計画策定の責任者を施設長とし、確認とアドバイスを受けて指導計画を策定する体制となっている。アセスメントの手法に課題を意識しているが、いわゆる配慮を要する子どもの保育実践や課題を抱える保護者にも保育士の豊かな経験知の基に保育が提供されている。アセスメント等に関する協議を重ねて手法の課題を解決し、計画策定・合議のあり方、保育実践、評価・見直しの一連のプロセスによる保育の提供を明確にして、子ども・保護者の意向が指導計画へ適切に反映する体制向上の取組が期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	「全体的な計画」を作成しつつ各指導計画の作成が行われ、計画の評価・見直しは、その都度行われている。「保育園運営マニュアル」に大枠的な定めがあるが、園として指導計画の評価、見直しのあり方に関して、定期的な時期の設定や記録の方法、指導計画変更の手順と関係職員への周知方法等を組織的に明確に定めて実施することが望まれる。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	子どもに関する記録は、子どもの発達・生活状況等を把握して、園が定めた様式を用いて記録が行われている。記録する職員間で内容や書き方に差異が生じないように施設長の豊かな経験知をもとに確認・指導等が行われているが「記録要領」が作成されていない。アセスメントから各指導計画や週案等の様式をPDCA的に用いる時期、保育実施内容とリンクした書き方に大きな差異が生じない記録の要点（ニーズ、長所・強み等）、職員間の周知等の情報共有の手順等も含めた「記録要領」の作成が望まれる。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	「保育園運営マニュアル」等に個人情報保護の対応が定められている。「重要事項説明書」を通じて個人情報の取り扱いについて保護者等へ説明している。専門職として個人情報保護等の遵守が行われているが、情報記録管理として、個人情報保護と情報開示の二つの観点から研修を行うことが望まれる。マニュアル等に、記録の廃棄方法や不適切な利用や漏えいに対する対策・対応方法が定められていないので規程等の見直し・検討、理解及び遵守についてさらに取り組むことが期待される。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果	コメント
A-1-1 (1) 保育課程の編成			
A-1-1 (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	A①	b	保育所保育指針改定のポイントを施設長が職員に話して共通理解を図れるよう努めている。全体的な計画は施設長が作成したものをたたき台として職員と話し合いをしている。全職員の共通理解と協力的体制のもとで園の特色を生かして編成することが期待される。
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-1 (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	A②	b	寝具についてはシーツは週1回交換して、マットレスは定期的に業者が取り替えにきている。遊具は毎日消毒をして清潔が保たれている。広い空間を確保してトンネルで遊んだり体操をしたり体を動かせるように心がけている。遊具は素材などで使いづらい部分は変えている。今後、一人ひとりの子どもが落ち着いて過ごすことができるようにくつろげる場の設定や遊具の配置の工夫が期待される。
A-1-1 (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	A③	b	自分の気持ちを思うように表現できない子どもには子どもの気持ちに寄り添って声をかけ伝えられるようにしている。言葉のことで心配な子どもには単語を促したり絵本を読んだりして対応している。週案や月指導計画で反省、評価をして一人ひとりの子どもを受容していけるよう努めている。今後、さらに子どもの状態に応じた保育を行うために職員との話し合いを通して共通理解を深めていくことが期待される。
A-1-1 (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A④	a	トイレトレーニングは、オムツに出ていないとき便器にすわってみるなど子どもの状態を見ながら進めている。なぜ手洗い、うがいをしなければいけないのかを話して自分たちで気づいて行えるよう心がけている。衣服の着脱は一人ひとりの子どもの様子を見て自分でできたときはほめたり、できないときは援助したり、自分でしようとする気持ちを大切に基本的生活習慣を身につけることができるよう努めている。
A-1-1 (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	A⑤	b	外遊びを中心に活動を行い、散歩では虫や花の観察など自然に触れられるよう心がけている。乳児、幼児に分かれて異年齢保育を行っている。異年齢の子どもたちとのかかわりを通して思いやりの心や子どもが自分からしてみようとする気持ちが育まれるよう努めている。今後、様々な遊具で遊べるようにしたり、一人でじっくり遊べる環境の設定をしたりして、子どもの主体的な活動を促す工夫をしていくことが期待される。
A-1-1 (2) -⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑥	b	食事の時に眠くなる子どもに対しては、午前寝をするなど食事が取れるよう家庭と連携しながら保育を進めている。ままごとや触れ合い遊びなどを通して一人ひとりの子どもと向き合って遊べるよう努めている。今後、自分で玩具を取って遊ぶことができたり絵本を見たり、子どもたちが興味と関心が持てるような環境の工夫が期待される。
A-1-1 (2) -⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑦	b	0歳児3名、1歳児5名、2歳児6名の編成で1階保育室で一緒に過ごしている。月指導計画、週案、個別指導計画で各年齢の発達段階を踏まえて保育が進められるよう配慮している。自分でやりたい気持ちを受け止め、一人ひとりの子どもの様子に合わせて援助できるよう心がけている。子どもが興味を持てる玩具を少しずつそろえている。今後、さらに自発的な活動ができるように様々な遊びを取り入れていくことが期待される。
A-1-1 (2) -⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑧	b	3歳児6名、4歳児5名、5歳児4名の編成で異年齢保育を行っている。子どもの発達差が大きいいため個々の子どもの状態を把握して指導計画や週案で各年齢の保育のねらい、内容を設定している。こうした計画をもとに異年齢の子どもとのかかわりの中で援助したり見守ったりできるよう努めている。今後、高齢者施設などの地域交流を通して遊びや活動が豊かになっていくことが期待される。



<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>A⑨</p>	<p>b</p>	<p>障害のある子どもは入所していない。配慮を必要とする子どもの対応では児童発達支援と連携し言葉を促しながら感情をコントロールしていくことを目標に支援を行っている。保護者とは日々の活動内容などの話し合いをして子どもの状態に応じた保育ができるよう努めている。3歳児健診、5歳児健診などを通して保健センター、心理相談、幼児教育センターと連携できるように体制を整えている。今後、障害のある子どもや配慮を必要とする子どもの保育について職員が研修を受けて知識を深めることが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>A⑩</p>	<p>b</p>	<p>午前中は戸外遊び中心の保育を行い午睡後は好きな玩具で遊べるよう日課を組んでいる。保育士間の引継ぎは各クラスのボードに子どもの状態等を記入して情報が保護者に伝わるよう心がけている。夕方以降は1階の乳児保育室で過ごしている。子どもが疲れを感じやすい時間帯があるのでゆったりできる場を設けたり、ぬり絵やパズル等の落ち着いた遊べる玩具を用意したりして環境を整えることが期待される。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>A⑪</p>	<p>a</p>	<p>幼保小連絡協議会は施設長又は5歳児担任が参加して接続期の学びや生活のつながりなどの話し合いをしている。子どもたちは小学校への期待が持てるよう3月に小学校を訪問して授業を見学したりDVDで学校の様子など見たりしている。保護者とは2月に就学前面接をして子どもの様子や児童館の話をして就学への見通しが持てるよう努めている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p> <p>A⑫</p>	<p>b</p>	<p>毎月保健だよりを発行してその時期に流行しやすい病気や外遊びの大切さなど健康についての取り組みを保護者に伝えている。日々の送迎時に一人ひとりの子どもの健康状態を保護者と連携して把握するよう努めている。乳児突然死症候群(SIDS)はチェック表を利用して5分ごとに子どもの様子をチェックしている。今後、子どもの健康管理に関するマニュアルを整えて全職員が共通して認識し対応していくことが期待される。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑬</p>	<p>a</p>	<p>健康診断は年2回、歯科健診は年1回行い健診結果を保護者一人ひとりに口頭で伝えている。歯科健診後は子どもたちに歯磨きの大切さについて話をして歯や口の健康に関心が持てるよう心がけている。幼児は歯磨きを行い歯ブラシは毎日家へ持ち帰り清潔に努めている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑭</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患のある子どもに対しては食事提供時に席を固定している。他の子どもたちは手洗い後、歩くルートを決めて席に座っている。子どもたち全員が座ってからアレルギー食を提供している。施設長、栄養士、担任でアレルギー食をチェックして安全に提供できるように努めている。子どもたちに「〇〇ちゃんの食べられないもの」を絵でわかるように表示して職員、子どもたち全員が理解できるよう対応している。保護者には保健だよりで周知してアレルギー疾患のある子どもについて理解を得られるよう努めている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>A⑮</p>	<p>a</p>	<p>漁業組合の協力を得て魚教室を開いている。子どもに鮭の話をしたり、鮭をさばいて見せたり、雑炊にして食べたりして子どもが食について関心が持てるよう取り組みをしている。保護者には絵地図で「今日の道産食材」を表示している。プランターに、ミニトマト、じゃがいも、きゅうりなど、子どもと栽培、収穫して給食に取り入れたり、クッキングでは栄養士を中心にかぼちゃ団子やお好み焼き、おにぎりを作ったりしている。給食お弁当の日を設けて公園で食べるなど食事を楽しむことができるよう工夫している。</p>

<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>b</p>	<p>栄養士が毎日、子どもの食事やおやつの様子を見て食べ具合や食品の大きさ、固さなどの把握をしている。給食会議では食べずらそうなメニューや果物などのきざみ具合を話し合い献立や調理の工夫に努めている。栄養士を中心に衛生管理のチェックをしている。今後、園全体で衛生管理マニュアルを確認して意識を持って取り組んでいくことが期待される。</p>
--	----------	--

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>送迎時に一人ひとりの子どもの様子を伝えたり、保護者も意見が言えるようにしたり雰囲気づくりに心がけている。年2回個人面談を行い子どもの様子や成長など保護者と共有して保育が進められるよう努めている。保護者、法人本部、施設長、職員からなる運営委員会で、保護者から親子参加の行事についての意見が出されアンケートを行った結果、多数の要望があり今年9月に親子遠足を実施する予定である。今後は保育内容などの要望を家庭と連携して取り組んでいけるよう検討している。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>保護者からの相談や意見に応じて担任から施設長への支援体制づくりを整えている。相談内容によっては職員間で話し合い法人本部と共有して対応できるようにしている。保護者の状況に応じて保健センターや心理センター、教育センターなどの情報提供に努めている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>施設長はオレンジリボン地域協力員に登録して、地域や園内での虐待等権利侵害の疑いのある子どもについて、子育て応援団として児童館と連携して関係機関につなげていく体制を整えている。保護者とは日々のコミュニケーションを大切に、子どもの心身の状態や保護者の状況など把握できるよう心がけている。今後、虐待等権利侵害に関する基本知識などの職員研修をより充実していくことが期待される。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>b</p>	<p>3か月に1度、自己評価を行い施設長と個人面談をして次の期へのアドバイスや反省を行っている。保育実践の振り返りでは月指導計画、週案での記録を通して自己評価や反省を行い、職員会議で保育内容や気になる子どもについて話し合いをしている。今後、非常勤職員を含めて全職員と協働して保育実践の改善につながることを期待される。</p>